

発生可能性のあるリスク	顧問契約がない場合	顧問契約がある場合
取締役会を開催してこなかったことについて、株主から責任を追及されている	取締役会を開催せずに、開催したかのように議事録だけを残しているような場合には、株主からの責任追及を受けても仕方がない場合があります。	取締役の意思決定や行為について、後日効力を争われないように、取締役会の招集・運営方法等についてアドバイスをします。
ある取締役がことあるごとに会社の方針にたてついてきて困っている	問題を先送りしたり、手をこまねいていると、問題取締役が、社内でさまざまな影響力を發揮して、收拾がつかない混乱に陥ってしまうことがあります。	取締役選任の段階で将来発生するリスクを検討し、取締役の任期を限定的にしたり、多数派株主が当方に味方してくれるような動きを長期的に推し進めるアドバイスをします。
退任取締役が従業員を引き抜いて新会社を設立した	引き抜き行為や新会社設立行為に関する証拠が得られず、後日、当該取締役と交渉や裁判になったときに立証することができず、不利な立場に追い込まれることがあります。	取締役在任中に、誓約書を徴求して動きを封じたり、取締役への教育やセミナーを行ってそうした事態が発生しないように尽力します。
先代が死亡し、会社が混乱に陥った	何らの準備もしない間に先代が死亡すると、後継者争いや派閥争いなど、著しい大混乱に陥ってしまうことになります。	株主の分散を防止するための施策（相続人に対する株式売渡請求制度を定款に定める等）その他、安定的な会社経営を可能とする事前対策についてアドバイスします。
取締役会の過半数がとれず意見がまとまらない	会社は徹頭徹尾、多数決で物事が決まるので、過半数が取れていないといかんともし難い事態に追い込まれてしまう可能性があります。	いわゆるデッドロックの状態となることを防止するための事前の施策、方法等（取締役の員数・任期の設定方法の工夫等）についてアドバイスします。